

2023年3月6日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

リ・ジェネレーション株式会社から臨時株主総会招集通知等についての  
「抗議書」の受領に関するお知らせ

当社は、2023年2月7日付け「臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、同年3月16日に当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを決定し、同年2月22日付けで本臨時株主総会に関する「臨時株主総会招集ご通知」（以下単に「招集通知」といいます。）及び「臨時株主総会招集ご通知補足説明資料」（以下単に「補足資料」といいます。）を公表しております。

また、2023年2月21日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する株主提案についての『質問状』への回答の受領に関するお知らせ」（以下「本回答受領プレスリリース」といいます。）において既にお知らせしておりますとおり、リ・ジェネレーション株式会社（以下「提案株主」といいます。）に対し、2023年2月8日付けで「質問状」を交付し、同月20日付けで、提案株主より、当該「質問状」に対する回答（以下「本回答」といいます。）を受領しました。しかしながら、同月27日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状（1）』及び『臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書』の送付に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、「本回答」には、当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留まるものや、合理的な理由もなく回答を拒否するものが多数含まれていたほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとするものもあり、「本回答」は、本臨時株主総会での議案の審議における株主の皆様の判断に際して、提案株主が提案した4名の取締役候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連して、必要又は参考となる情報を十分に開示したものと到底評価することができないといわざるを得ませんでした。そのため、当社取締役会は、提案株主に対して、十分な回答がなされていない質問事項について真摯な回答を要請すべく、2023年2月27日付けで「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」を送付しております。

さらに、2023年2月28日付け「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状（2）』の送付に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、上記「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」に加えて、本臨時株主総会の基準日における当社株主名簿の精査及び関連する調査を行った結果、直近で当社の株主となった人物ないし法人（及びそれら人物ないし法人の関係者）と、提案株主ないし提案株主代表者尾端友成氏との関係性についても提案株主にご説明を頂くことが、本臨時株主総会における議案の審議に際しての当社株

主の皆様判断に際して必要又は参考となると考えられたため、当社は、提案株主に対して当該事項について質問を行うべく、2023年2月28日付けで「臨時株主総会に関する追加質問状(2)」を送付しております。

このような中、2023年3月3日(金曜日)の夕刻に、提案株主の代理人から当社の代理人に対して、上記招集通知、補足資料及び本回答受領プレスリリース(以下「招集通知等」と総称します。)に対する同日付けの「抗議書」をファクシミリで受領し、本日郵送でも受領いたしましたので、お知らせいたします。

当該「抗議書」の内容は、大要、①提案株主は当社の質問に対する回答拒否をしていないから、その点に対して当社が開示した内容は虚偽である、②招集通知5頁に記載された、経済的利益の提供等によって委任状を取得することなどを警告する等の記載は、提案株主がそのようなことをするとの印象を抱かせかねないもので、議決権行使の公正性を歪めるものである、③長沢取締役の解任理由について「全く示すことができていない」との当社による開示内容は、提案株主が臨時株主総会招集許可申立事件で提出した主張書面では一応の記載があるから、虚偽である、④中期経営計画の公表を頑なに拒み続けたという提案株主の指摘に対する、当社の反論・非難は虚偽である、⑤提案株主が擁立した候補者の適格性に関する当社の指摘・疑問点の提示は、推測に基づく印象操作である、⑥補足資料で、提案株主の主張が灰色にされているのは、不当な印象操作である、⑦当社が主張する、提案株主が提案した取締役候補者が当社との面談を拒否したという指摘は、当社が提案株主代表者との1対1の面談を拒否したことに鑑み、事実を矮小化した記載である、⑧招集通知等公表後の当社のプレスリリース(上記2月27日付け及び28日付けプレスリリース等)は、印象操作に向けられ、情報提供になっていない「攻撃的非難」である、という8点です。

しかしながら、①については、本回答を含む、当社からの質問に対する提案株主の一連の回答についての当社の評価を記載したものであって、補足資料も同様の評価を記載しているものにすぎず、何ら虚偽の内容は含まれていないと考えております。②についても、招集通知の記載は提案株主が当社「に対して誓約した事項を破る可能性が高いかのような悪印象を与え」るものではなく、実際に、警告対象の行為の主語としては、「万が一、株主様(提案株主に限られません)が、」と記載しており、提案株主に限った話ではないことを明示しています。③についても、提案株主の側で長沢取締役の解任理由を「全く示すことができていない」ことは、招集通知18頁脚注4でも具体的に指摘しているところです。④及び⑤についても、招集通知の記載は、提案株主自身が作成した本臨時株主総会の招集請求書における記載から明らかな事項及び当社が行った調査から判明した事項を、提案株主に対して行った質問への回答結果も踏まえて記載しているものであり、何ら虚偽の内容もなく、また、印象操作でもありません。⑥についても、提案株主の主張を灰色にすることで提案株主の主張が劣るものであるとのイメージを植え付けるつもりは毛頭なく、既に開示・発送済みの資料について謂れのない非難をするものに過ぎません。⑦についても、2023年2月9日付け「リ・ジェネレーションがその提案に係る取締役候補者4名と当社役員との面談を拒否したことについて」に記載のとおり、実務上多く行われている、株主提案に係る取締役候補者との面談を提案株主が合理的な理由なく拒絶したこと(さらには、提案株主側が当社と提案株主との「対話」という別次元の話にすり替えて正当化を図ろうとしていること)は明らかであ

ってその旨を記載しているに過ぎないのであって、⑧についても、各プレスリリースが提案株主がというような「攻撃的非難」などではないことは、その内容からしても明らかであると考えられます。

このため、当社としては、いずれも訂正を行う必要はないと考えております。そして、提案株主からの文書は「抗議書」とは題されているものの、全体的に、提案株主側で当社の招集通知等に記載された事実関係の評価を争う独善的な批判であると解され、当社としては、これに応じた招集通知等の訂正は特段予定しておりませんので併せてお知らせいたします。

当社が提案株主から受領した「抗議書」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上